

所在不明高齢者に係る年金の差止めについて

平成 23 年 8 月 5 日
年金局事業管理課

1. これまでの経緯

- 平成 22 年 7 月 1 日現在で満 76 歳以上であって、後期高齢者医療を 1 年間(平成 21 年 7 月～22 年 6 月までの間)継続して利用していない年金受給者(34 万 1,312 人)に対して、平成 22 年 11 月に現況申告書の送付を行い、死亡、行方不明が判明した者について、順次、年金の差止めを行っているところ。
- さらに、現況申告書の未提出者及び未送達者(住民基本台帳情報でも送付先とは異なる新たな住所が確認されなかった方)については、配達証明付きの現況申告書提出の督促状送付や、市町村に健在等の情報提供を依頼したうえで、健在が確認できない場合は、日本年金機構の職員による訪問調査を実施。
- 現況申告書送付後のこれまでの定期支払いにおける年金差止め状況(注 1)
 - 2 月定期で差止め 572 人(死亡 65 人・行方不明 507 人)
 - 4 月定期で差止め 45 人(死亡 3 人・行方不明 42 人)
 - 6 月定期で差止め 92 人(死亡 27 人・行方不明 65 人)

(注 1) 年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされていなかった者

2. 現況申告書の回答状況等

(1) 現況申告書の回答状況は以下のとおり。

[表 1]

	H23. 1. 17 (2 月公表) 時点	H23. 7. 21 (8 月公表) 時点	(増 減)
現況申告書送付対象者数	341,312 人	341,312 人	(+0 人)
提出者	320,741 人	331,213 人	(+10,472 人)
①年金受給者が自ら回答(③を除く)	239,634 人	245,725 人	(+6,091 人)
②年金受給者の代理人が回答(③を除く)	70,703 人	75,193 人	(+4,490 人)
<回答内容別内訳>			
年金受給者本人は現況申告書の送付先住所に居住	42,742 人	45,529 人	(+2,787 人)
年金受給者本人は現況申告書の送付先住所とは別の場所に居住	25,309 人	26,848 人	(+1,539 人)
受給者本人は既に死亡	2,117 人	2,239 人	(+ 122 人)
受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない	535 人	577 人	(+42 人)
③記載不備のため、回答内容を照会中	10,404 人	10,295 人	(△109 人)
未提出者	15,680 人	7,000 人(a)	(△8,680 人)
未送達者(転居等により現況申告書が届かなかった者)	4,891 人	3,099 人(b)	(△1,792 人)

(2) 現況申告書の未提出者及び未送達者に対する訪問調査結果については以下のとおり。

- 市町村に健在等の情報提供を依頼したうえで、健在が確認できない場合は、日本年金機構の職員による訪問調査を実施。
- 訪問調査は、現況申告書が未提出(表1の(a))及び未送達(表1の(b))となっている者のうち、市町村情報等により、健在が確認できない5,232人を対象に実施。

[表2]

平成23年7月21日(8月公表)時点

訪問調査対象者数	5,232人
健在であることを確認したもの	4,140人
死亡を確認したもの	469人
行方不明であることを確認したもの	493人
現在まだ調査中のもの(注2)	130人

(注2)被災3県の沿岸部に居住登録している者(130人)は、調査対象から除外している。

3. 年金差止め対象者

- 現況申告書の報告内容や訪問調査結果等を踏まえ、8月の定期支払い(支払日は8月15日)までにおける、年金の差止め対象者は以下のとおり。
- 死亡判明等により年金の過払いが判明した場合は、遺族に対し年金の返還を求めている。

また、不正受給の可能性が疑われる場合は、自治体及び関係官署と協議しつつ対応することとし、悪質と判断されるケースについては、告発等の対応を行う。

なお、行方不明となった時期から7年を経過している者については、失踪宣告の状況を確認し、死亡が確認できない場合は、家族等に失踪宣告の手続きを促す等の取り組みを行う。

[表3]

差止め対象者数	2月定期 支払い	4月定期 支払い	6月定期 支払い	8月定期 支払い	合計
<内訳>	572人	45人	92人	220人	929人
① 現況申告書の提出者のうち、年金受給者本人は既に死亡との回答があったもの(※1)	59人	3人	6人	0人	68人
② 現況申告書の提出者のうち、年金受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れないとの回答のあったもの(※2)	506人	27人	4人	0人	537人
③ 現況申告書の未提出者又は未送達者の方のうち、訪問調査等により死亡が確認されたもの	6人	0人	21人	7人	34人
④ 現況申告書の未提出者又は未送達者の方のうち、訪問調査等によっても年金受給者本人の現況が確認できなかったもの	1人	15人	61人	213人	290人

- (※1) 現況申告書で「死亡」と回答のあった方で、別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案を除く。
- (※2) 現況申告書で「本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない」(いわゆる行方不明)と回答のあった方で、別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案を除く。

4. 年金を差止めした後、健在を確認した者

- 平成23年2月の定期支払い以後、行方不明を理由に年金を差止めした後、本人からの健在の申出等により差止めを解除し、年金の支給を再開した者は以下のとおり。

[表4]

	2月定期 支払い	4月定期 支払い	6月定期 支払い	合 計
行方不明を理由に差止めした人数	507人	42人	65人	614人
差止めを解除したもの	39人	7人	8人	54人
本人から健在の申出	26人	6人	8人	40人
現況申告書の記入誤りによるもの	13人	1人	0人	14人

※差止め解除は、本人面談のうえ、免許証や旅券等による本人確認を行ったうえで解除を行っている。

5. 今後の取組み

- ① 平成22年11月に送付した現況申告書で「健在」と回答のあった約33万人の健在確認を行う。
- ② 具体的には、平成23年度においても、後期高齢者医療の利用情報を活用し、約33万人の中から、昨年とあわせて2年間全く利用していない者を対象者として選定し、対象者に対して、日本年金機構の職員による訪問調査を実施する。
- ③ 現況届の提出により現況確認を行っている者についても、後期高齢者医療を2年間利用していない者を対象者として選定し、日本年金機構の職員による訪問調査を実施する。
- ④ ②及び③の訪問調査の結果、健在が確認できない場合は、早急に差止めを行うとともに、年金の過払いが判明した場合は、過払いに対し年金の返還を求める。